

諮問庁：北九州市教育委員会

諮問日：平成 30 年 1 月 25 日（諮問第 141 号）

答申日：平成 30 年 9 月 10 日（答申第 141 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書につき、その一部を不開示とした決定については、不開示とされた部分のうち、別表 2 に掲げる不開示が妥当とした部分を除き開示すべきである。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

平成 29 年 8 月 1 日付けで北九州市情報公開条例（平成 27 年北九州市条例第 50 号。以下「条例」という。）第 5 条に規定する開示請求権に基づき行った、「北九州市内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成 24 年度分）」を対象とする行政文書（以下「本件対象文書」という。）の開示請求に対して、平成 29 年 9 月 19 日付け北九教教第 541 号により北九州市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）は誤りであり、原処分を取り消し、変更するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

(1) 条例第 7 条第 1 号本文前段の非該当について

ア 原処分において不開示とする箇所は、条例並びに関連する①大阪高等裁判所平成 18 年 1 月 22 日判決（平成 18 年（行コ）第 26 号、同第 68 号事件）、②大阪高等裁判所平成 23 年 2 月 2 日判決（平成 22 年（行コ）第 153 号）、及び③神戸地方裁判所平成 29 年 3 月 2 日判決（平成 28 年（行ウ）第 26 号）（以下、「請求人引用裁判例」という。）等に照らし、違法となる部分を含む。

イ まず、請求人引用裁判例においては、学校において教職員が行った体罰は、加害教職員に関しては「職務の遂行に係る情報」とであると認定され、「通常他人に知られたくないとみとめられる」公務員のプライバシーではないとされている。これらの判決により、兵庫県、神戸市その他多くの自治体の教育委員会

では、体罰事故報告書の学校名、校長名、加害教職員名等は原則公開とされており、非公開が認められているのは、児童生徒の氏名、関係者の住所等ごく一部に過ぎない。加害教職員の氏名が公開されることは、そもそも条例及び請求人引用裁判例が予定しているところであり、加害教職員の識別可能性を理由とした学校名、教職員名、校長名等の不開示は認められない。

ウ 次に、体罰事故報告書で加害教職員の氏名を公開すると、教職員本人が懲戒処分を受けたことが明らかになるので不開示とするという論理も、請求人引用裁判例で否定されている。そもそも体罰事故報告書には懲戒処分の内容は記されていないため、体罰事故報告書における加害教職員の氏名開示自体はプライバシー侵害にはあたらない。懲戒処分等に関する記述がないにも関わらず、それを理由に不開示とするのは条例解釈の誤りであり違法である。

なお、処分庁は大阪高等裁判所平成 16 年 11 月 18 日判決を持ち出して、請求人引用裁判例は確立した判断ではなく、判断事例の一部に過ぎないと主張するが、当該判決の後に請求人引用裁判例が続いて出され、確定していることからすれば、確立した司法判断と考えるべきである。

その他教職員の所属する組織、場所、クラブ名、校務分掌、担当教科名、性別、年齢、教職歴、在職年数なども同等であり、その他条例に照らして違法な不開示範囲が他にもあれば、全て開示されるべきであり、加害教職員、被害児童生徒の年齢や性別などは体罰事件の態様の重要な構成要素である。

エ また、これらを開示すると被害児童生徒が特定されるのではないかという点について、請求人引用裁判例に照らして不開示が認められるのは、被害児童生徒や保護者の氏名、関係者の住所のみであると思われる。これらを除けば、「特定の個人が識別されうるもの」とはいえないし、裁判所の判断も同様である。請求人引用裁判例における司法判断は、個人特定のための「他の情報」について、「一般人基準」を取ることを求めている。学校名や教職員名を公開するとそれだけで被害児童生徒が特定されるとの考えは、同裁判例において否定されている。

処分庁は宇賀克也著の文献により「特定人基準」が採られた事例を示すが、同事例は体罰事故報告書についてのものではない。体罰事故報告書においては「一般人基準」が原則だと司法が言っているのだから、従うべきだと主張しているに過ぎない。

(2) 条例第 7 条第 1 号本文後段の非該当について

条例第 7 条第 1 号本文後段が適用されるのは、個人のカルテ、著作物、反省文など高度なセンシティブ情報に限られ、そのようなものを含まない本件対象文書には適用されない。

(3) 条例第 7 条第 6 号の非該当について

条例第 7 条第 6 号の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の解釈からして、「客観的判断」や支障の程度の「実質性」、「おそれ」の「抽象的可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求される」ことなどに照らせば、処分庁の主張は主観的、形式的、抽象的なものであり、認められない。

なお、処分庁は、体罰事故報告書に係る関係者への事情聴取が「外部に公開されないことを前提」として行われているとするが、公開するかどうかは条例に基づいて決めることであり、実施機関の一存で決められるわけではない。

- (4) 以上の理由から、本件対象文書の部分開示範囲は、条例及び請求人引用裁判例等に照らし、違法な不開示部分を含むものであり、原処分は取り消されるべきである。

第 3 処分庁の説明の要旨

1 審査請求に至る経緯

平成 29 年 8 月 1 日付けで、審査請求人より条例第 5 条の規定に基づく、本件対象文書の開示請求があった。

本件開示請求に対して、本件対象文書を別表 1 のとおり特定し、同年 9 月 19 日付けで、条例第 7 条第 1 号及び同条第 6 号に該当する部分について不開示とする一部開示決定を行ったところ、これを不服として同年 10 月 17 日付けで本審査請求が提起されたものである。

2 原処分の理由

処分庁が決定通知書、弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように要約される。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、平成 24 年度において、処分庁が任命権を有する市立学校（幼稚園を含む。以下「学校等」という。）に所属する教職員が非違行為を行った又は行ったと疑われる事案が発生した時に、北九州市立小中学校等管理規則（昭和 38 年北九州市教育委員会規則第 8 号）（以下「学校等管理規則」という。）に基づき、当該事案について学校等において関係者から事情を聴取等して事実確認を行った内容を報告書として教育委員会に提出させたもの（以下「報告書等」という。）のうち、体罰事案に関するものである。

なお、報告書等には、報告書の体裁をとらず、学校の実施した事情聴取や苦情処理の記録の提出をもって報告書に代えたものも含まれる。処分庁は、報告書等の内容をもとに、更に関係者の事情聴取等を行うなどして事実認定を行い、当該教職員及び関係者に対する懲戒処分や指導監督上の措置（以下「懲戒処分等」という。）を検討し、実施するものである。

(2) 本件対象文書の不開示部分について

- ア 学校名、校長の氏名、電話番号、印影
- イ 加害教職員の氏名、生年月日、年齢、住所
- ウ 加害教職員の担任、担当教科（識別情報を含む）、校務分掌、在籍年数、経歴
- エ 児童生徒及びその保護者の氏名、生年月日、住所、学年及び組、部活動における役割、発言内容、生育環境、医療機関の名称、所在地、連絡先
- オ その他の個人識別情報として部活動の活動場所（固有の地名又は施設名）、体罰の発生場所（固有の地名又は施設名）、特定の地域に関する記述

(3) 条例第 7 条第 1 号本文前段の該当性について

ア 被害児童生徒及び保護者の個人情報該当性

(ア) 個人識別性の判断においては、対象となる集団の規模が重要な考慮要素になるとされており、本件においては、その集団の例として、被害児童生徒と同じ学級、同じ部活動に所属する生徒及びその保護者、当該学校の教職員、近隣住民等が考えられるが、このような小規模の集団にあつては、他の情報との照合により、個人を識別できる可能性が高い。

そのような手段において、上記(2)ア～オの情報が開示されれば、容易に被害児童生徒を識別することができ、当該被害児童生徒の原因行動や被害状況及び保護者の言動並びに体罰行為に至る経過や行為後の被害児童等への影響等について、学校が判断する被害児童生徒の性格や日頃の行動・態度等に対する評価的な事実状況等といった被害児童生徒及び保護者の個人情報公になることとなるため、不開示としたものである。審査請求人は保護者の発言内容等は開示すべきであると主張するが、当該体罰事案の事情を知る関係者であれば、そのような情報からでも、個人を識別できる可能性がある。

(イ) なお、審査請求人はいわゆる一般人基準を採用すべきと主張するが、本市が定める本件条例の解釈及び運用においては、照合の対象となる「他の情報」としては、「一般人が通常入手し得る情報だけでなく、一般人では通常入手できないが、当該個人の近親者等が保有し、又は入手可能である情報も含まれる」と示している。

また、宇賀克也著「新・情報公開法の逐条解説（第 7 版）」（有斐閣。平成 28 年 10 月発行）の 73 頁には、情報公開法の解釈として、特定人基準を採用した東京地方裁判所平成 20 年 3 月 28 日判決及びその控訴審にあたる東京高等裁判所平成 20 年 12 月 17 日判決の裁判例が引用されており、特定人基準は何ら司法判断で否定されたものではない。

イ 加害教職員の条例第 7 条第 1 号ただし書ウ括弧書該当性

(ア) 最高裁判所平成 15 年 1 月 21 日判決（民集 57 卷 10 号 1600 頁）において、公務員が懲戒処分を受けたことは、公務遂行等に関して非違行為があったということを示すに留まらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であるから、不開示情報に該当すると判断されており、同様の理由により、条例第 7 条第 1 号ただし書ウ括弧書の「公務員の個人の権利利益を害するおそれがある場合」に該当するものと解される。また、指導監督上の措置についても同様に解される。

そして、本件対象文書は、懲戒処分等を前提として学校から提出されるものであることから、記載されている加害教職員の懲戒処分等の内容までは不明であるとしても、当該教職員が何らかの懲戒処分等を受けたであろうことは容易に推察されるところであり、そうでなくとも、非違行為により懲戒処分等を調査検討されたという事実に関する情報は、当該教職員の公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報である。

(イ) また、大阪高等裁判所平成 16 年 1 月 18 日判決（公刊物未搭載）は、「公務員が任命権者から懲戒処分等を前提として調査検討され、相当程度の蓋然性をもって懲戒処分等を受けるということは、公務遂行に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であるから、公務員個人の私事に関して通常他人に知られたくないと認められる情報であるというべきであり、(略) 個人のプライバシー情報に該当する。」旨判示しており、審査請求人の引用する裁判例は確立した司法判断ではなく、判断事例の一部に過ぎない。

(ウ) さらに、体罰行為を理由とするものも含め、懲戒処分等を行った場合には、本市基準に基づき報道機関等に公表し、発表資料は本市ホームページに掲載されており、一定以上の処分量定の場合には、原則学校名、加害教職員の氏名も公表しているところ、本市ホームページへの掲載期間が 2 年間であることを考慮すると、過去に非違行為を行った加害教職員の氏名がいつでも開示されることになれば、当該教職員の現在の業務遂行に支障を来し、更生が妨げられるおそれがあることから、個人の権利利益を害するものである。

(エ) 以上により、体罰行為により懲戒処分等またはその調査検討があったこと等の事実に関する情報は、加害教職員の個人に関する情報である。

そして、上記(2)ア～オの情報の開示により、特定の加害教職員を識別することが可能となることから、不開示情報に当たる。

加えて、文部科学省が行った平成 24 年度に発生した体罰の状況に関する全国調査において、「校種、被害児童生徒の学年、体罰時の状況、場所や態様、懲戒処分等の種類（検討中を含む）等」につき回答しており、当該調査結果は現在も同省のホームページで「体罰に係る実態把握（第 2 次報告）の結果につ

いて」として公表されており、誰でも閲覧することができる。本件対象文書には、懲戒処分等の内容は記載されていないが、当該調査結果と本件対象文書を照合すれば、加害教職員が懲戒処分等を受けた又は今後受けるであろうことが推認できる。

(4) 条例第 7 条第 1 号後段の該当性について

ある児童生徒が体罰を受けたという情報のみを知っている者は、本件対象文書を見ることにより、その児童生徒が体罰を受けるに至る事情や保護者の抗議内容などをより詳しく知ることができる。これは、通常児童生徒が知られたくない情報でもあるため、これらは、条例第 7 条第 1 号後段に当たる。

(5) 条例第 7 条第 6 号の該当性について

ア 本件対象文書は、教職員が非違行為（体罰）を行った又は行ったと疑われる事案が発生したときに、学校等の校長又は園長（以下「校長等」という。）が関係者から事情を聴取等して事実確認を行った結果を処分庁に提出させたものであり、処分庁はこれを受けてさらに関係者への事情聴取等を行い、報告書等や聴取内容について合理性を吟味して事実認定し、これに基づき懲戒処分等の検討を行った結果、体罰に該当する行為と判断した場合、当該教職員に対し、懲戒処分等必要な措置を講じている。

また、関係者への事情聴取等に際しては、対象となる関係者に、外部に公開されないことを前提として、公務員の守秘義務に基づき率直に事情を述べてもらっている。本件対象文書には体罰行為に至った経過はもとより、被害児童生徒の性格や日頃の行動を含めて被害児童生徒に対する評価的な事実状況や校長等による当該教職員の日頃の勤務態度等についての評価も含めた内容を記載することを求めている。このように、本件対象文書は、教職員の懲戒処分等に繋がるものであり、また、教職員及び被害児童生徒の評価に関するものであるため、その性質上公開されないことを前提としている。

にもかかわらず、本件対象文書が開示されると、校長等は、完全に確定されていない事実が広まることを危惧し、詳細な事実関係を記載することを躊躇して、確実ではあるが表面的な事実関係のみを報告することに繋がりがかねない。また、関係者は今後も継続して在学する場合の互いの関係性等を考慮するなどして率直な事情を述べることを躊躇し、模範的な受け答えや表面的な供述に終始してしまう等により、処分庁が事実を正確に把握できなくなるおそれがある。

その場合、懲戒処分等の検討の教職員の服務管理に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、条例第 7 条第 6 号に該当する。

イ 「支障を及ぼすおそれ」については、校長等が外部に公になることを懸念し、詳細な事実関係を報告することを躊躇することや、関係者が率直に事情を述べることを躊躇することは、大いにありうる。また、関係者への事情聴取は何ら

強制力がない以上、積極的な協力がなければ率直な事情の供述を求めることは不可能であり、報告を行う校長等に対しても、実際に全ての事実関係を報告したかどうかを確認することは不可能である。

そして、詳細な事実関係の報告や事情聴取への率直な供述等の情報がなければ、懲戒処分等の検討の教職員の服務管理に関する事務を適正に遂行することは困難であり、かかる支障は実質的なものであり、そのおそれも法的保護に値する程度の蓋然性があり、何ら主観的、形式的、抽象的なものではない。

- 3 したがって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本審査請求は理由がないから棄却を求める。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成 30 年 1 月 25 日 諮問の受理
- ② 平成 30 年 2 月 9 日 審議
- ③ 平成 30 年 3 月 20 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 平成 30 年 4 月 17 日 審議
- ⑤ 平成 30 年 5 月 15 日 審議
- ⑥ 平成 30 年 6 月 12 日 審議
- ⑦ 平成 30 年 7 月 10 日 審議
- ⑧ 平成 30 年 8 月 28 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

本件対象文書は、教育現場における教育指導等の過程において教職員が児童生徒に対して体罰行為を行った又は行ったことが疑われる場合に、関係者等への事情聴取を行い、校長等から処分庁に対して報告された文書であり、記載内容に加害教職員に関する職務遂行情報だけでなく、被害児童生徒に関する個人情報も含まれていることから、不開示理由が重なり合っている。

そこで、当審査会では、原処分において不開示理由とされている条例第 7 条第 1 号及び第 6 号のうち、まず理由が重複している同条第 1 号該当性の検討にあたり、被害児童生徒に関する情報の個人情報（同条第 1 号本文）該当性及び教職員に関する職務遂行情報の除外規定（同条第 1 号ただし書ウ括弧書）該当性についての考え方を整理し、次に同条第 6 号該当性を検討した後、本件対象文書の不開示部分の妥当性について個別の検討を行う。

1 情報公開条例の趣旨・目的及び不開示情報の定めについて

(1) 条例の趣旨・目的

本市における情報公開制度の目的として、条例第 1 条は、市民の市政に対する理解を一層深めるため、「市民の知る権利を尊重」し、「市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資すること」と定めている。そして、かかる目的を達成するため、実施機関は開示請求があったときは、「次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」（条例第 7 条）と原則開示すべき旨を定めている。

このように、市政に関する情報の市民への公開は、市政に対する市民の的確な理解と批判を得るためのものであり、公正で市民の意見が反映された市政の推進に欠かすことのできないものとして位置づけられている。

(2) 不開示情報（条例第 7 条各号）

条例第 7 条各号は、個人や法人等の権利利益や公共の利益等も適切に保護する必要性を考慮し、例外的に不開示を認める事項を定めたものである。

ただし、条例は、市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的として市の保有する情報を原則開示としていることから、本市が作成する「情報公開条例の解釈及び運用の基準」（以下「解釈運用基準」という。）において、不開示の場合は「開示する利益と不開示として保護すべき利益とを比較衡量する必要がある」としている。

2 被害児童生徒等に関する情報の個人情報該当性について

原処分では、被害児童生徒及びその保護者（以下「被害児童生徒等」という。）並びに他の児童生徒等に関する情報について、「特定の個人を識別することができる」ものとして、本件対象文書の一部を不開示としていることから、条例第 7 条第 1 号本文前段又は後段の該当性について検討する。

(1) 条例第 7 条第 1 号本文の定めについて

条例第 7 条第 1 号本文は「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」（同号前段）又は「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」（同号後段）を不開示情報と規定している。

これは、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人が識別される情報について不開示とすることを定めたものである。

(2) 条例第 7 条第 1 号本文前段の該当性に係る基本的な考え方

ア 処分庁は、被害児童生徒等の氏名、生年月日、住所のほか、上記 第 3 2(2) ア～オ記載に係る情報の全てが被害児童生徒等を識別できる情報に当たると主張するが、一方、審査請求人は、不開示が認められるのは被害児童生徒等の氏名、関係者の住所のみと主張している。

被害児童生徒等、他の児童生徒及び関係者に関する氏名や生年月日、住所は、当該情報に係る個人が誰であるか識別させる部分そのものであるから、条例第 7 条第 1 号本文前段に該当することを理由に不開示としたことは妥当といえる。しかし、その他の学校名や印影等の学校に関する情報、教職員氏名や担当教科等の教職員に関する情報、部活動の活動場所といった情報についても同様に同号前段に該当するといえるか。「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる」と定めるところの「他の情報」の範囲が問題となる。

イ まず、解釈運用基準において、「他の情報」は、公知の情報、図書館等の公共施設で一般に入手可能な情報など一般人が通常入手し得る情報だけでなく、「一般人では通常入手できないが、当該個人の近親者等が保有し、又は入手可能である情報も含まれる」としている。

ただし、「照合の対象となる『他の情報』に該当するかどうかについては、当該個人に関する情報の性質、内容等に応じ、個別に判断する」としており、一律にいわゆる特定人基準に立つものではない。

ウ 次に、処分庁が主張している「個人識別性の判断に際しては、対象となる集団の規模が重要な考慮要素になる」という点については、「特定範疇の者にとって容易に入手しうる情報も、情報公開法 5 条 1 号にいう『他の情報』に当たると解すべき」と判示した大阪高等裁判所平成 24 年 1 月 29 日判決（平成 23 年(行コ) 165 号) の中でも述べられているところであり、また、処分庁が引用する東京高等裁判所平成 20 年 1 月 17 日判決において「『他の情報』は一般人の知り得る情報に限定すべきではなく、当該個人の近親者や関係者のみが知り得る情報をも含むものと解するのが相当である」といわゆる特定人基準に立った裁判例のあることは、処分庁主張のとおりである。

しかし、特定人が知り得る情報が「他の情報」に含まれるか否かについては、上記イの解釈運用基準のとおり、情報の性質や内容等に応じて個別に判断すべきである。

この点、上記 2 裁判例についてみると、前者の事案では、労災補償の支給決定がされた被災労働者の所属事業所は従業員数が非常に少ないところが多く、かつ、大阪労働局管内の年間労災認定件数もごく少数で特定が容易であったことや事業所が特定された場合の社会的影響が非常に大きいといった事情が認

められるし、後者の事案は法務省が保有する死刑執行上申書、死刑執行命令書等の死刑記録というセンシティブ情報が対象となっているという事情が認められる。

他方、本件対象文書についてみると、確かに、処分庁主張のとおり、被害児童生徒等と同じ学級や部活動に所属する児童生徒及びその保護者、当該学校の教職員等、当該個人と特殊な関係にある者が開示請求を行った場合、学校名や加害教職員の氏名、その他の情報から被害児童生徒が特定される可能性も否定しえない。

しかし、本件のような学校における体罰行為は、同じ学級や部活動に所属する児童生徒やその保護者、学校関係者であれば、体罰行為時の現場に居合わせたり、保護者宛て説明会における学校側からの説明等を通じて当該体罰事故に係る情報の入手は比較的容易であり、また当該情報を入手し得る者も少なくないと思料される。それら少なくない者が被害児童生徒を識別し得るか否かを基準とすれば、不開示の範囲が広範なものになりかねない。

それは、「市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資する」ため原則開示としている本市の情報公開制度の趣旨・目的を没却することとなり、相当とはいえない。

エ また、教職員の児童生徒への体罰行為は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 11 条ただし書に違反する非違行為であり、公務員たる教職員の適格性に関わる問題として公的な側面を有している。かかる非違行為が行われた具体的事情は、市民の正当な関心事であると思料され、具体的な事実を市民に公表することは、教育行政の透明性を高め体罰の防止に資すると共に、公教育に対する市民の信頼を高めることに繋がるものであり、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政を推進するという条例の趣旨・目的を踏まえると、不開示の範囲を必要最小限に留める必要性が認められる。

オ さらに、例えば、児童生徒が犯罪被害や性的被害等を受けた事案であれば、被害を受けた児童生徒の二次被害を防止する必要性の高さや社会的影響の大きさを考慮し、被害児童生徒に関する情報はセンシティブ情報として、本人が特定されることを防ぐことの要請が強いと考えられる。

しかし、本件対象文書に記載される個別事案についてみるに、教職員から体罰行為を受けた被害児童生徒に関する情報を保護すべき利益と、教育行政の透明性を高めて体罰の防止に資すると共に、公教育に対する市民の信頼を高め、市民の的確な理解と批判の下、公正で民主的な市政を推進するという情報公開の公益性を比較衡量すると、前者が後者を上回るということとはできない。

カ よって、本事案において、「他の情報」は、被害児童生徒と特殊な関係にある者を基準とすべきでなく、一般人を基準に通常入手し得る情報と解するのが相当である。

そうだとすると、学校に関する情報や教職員に関する情報、その他部活動の活動場所等の情報については、一般的にこれらの情報から被害児童生徒を識別することは困難といえるから、条例第 7 条第 1 号本文前段に該当するとはいえず、原則開示すべきと解するのが相当である。(被害児童生徒に係る本件対象文書の不開示部分の妥当性については、下記 5 にて個別に検討する。)

(3) 条例第 7 条第 1 号本文後段の該当性について

処分庁は、本件対象文書に記載される体罰行為に至った経緯や保護者の抗議内容は、被害児童生徒にとって通常知られたくない情報であるから、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」ため、条例第 7 条第 1 号本文後段に該当する旨を意見聴取時に主張したが、一方、審査請求人は当該規定の適用を受けない旨主張している。

当該規定は、匿名の作文や無記名の個人の著作物、反省文等、特定の個人を識別することはできないものの、個人の人格と密接に関連するものや公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものを保護するために設けられたものである。

そうだとすると、被害児童生徒等の内心の吐露等を示す情報や、被害児童生徒の体罰後の心身の状況等に関する情報については、当該規定により保護することが適当と思料される。

そこで本件対象文書についてみるに、そもそも処分庁が条例第 7 条第 1 号後段に該当すると主張する箇所は明確でなく、また、本件対象文書の不開示部分の中で、被害児童生徒の内心の吐露や体罰後の心身の状況等に類すると認められる情報は特段見当たらない。

よって、本件対象文書の不開示部分において、条例第 7 条第 1 号本文後段に該当すると認められるものはなく、処分庁の主張は妥当とはいえない。

3 教職員に関する職務遂行情報の除外規定該当性について

(1) 条例第 7 条第 1 号ただし書ウの定めについて

条例第 7 条第 1 号ただし書ウは、不開示情報である個人情報の例外として列挙される条項の 1 つであり、当該個人が公務員等である場合、「当該個人がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」を原則開示すべき旨を定める。

ただし、その除外規定として、同号ただし書ウ括弧書で「これらの部分を公にすることにより当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く」とし、当該部分を不開示としている。

これは、情報公開制度の趣旨・目的に鑑み、公務員については情報公開が優位し、一般人に比べ、公務員個人の権利利益の保護は一定の制約を受けることを定めたものといえる。

(2) 条例第 7 条第 1 号ただし書ウ括弧書該当性に係る基本的な考え方

ア 本件対象文書の職務遂行情報該当性

本件対象文書は、学校に所属する教職員が体罰行為を行った又は行ったと疑われる事案が発生したときに、学校等管理規則第 9 条に基づき、校長等が職務として作成し教育委員会に報告した文書であるから、作成者である校長等の職務遂行に係る情報に当たる。

また同時に、本件対象文書は、教育現場における教育指導等の過程において発生した加害教職員の被害児童生徒に対する体罰行為に関する報告を内容とするため、加害教職員や他の教職員等の職務遂行に係る情報が含まれる。

よって、作成者である校長等や報告書に記載される加害教職員等の公務員に関する職及び氏名、職務遂行の内容に係る部分については、被害児童生徒を識別させる情報に当たらない限り、条例第 7 条第 1 号ただし書ウ括弧書の「個人の権利利益を害するおそれ」が認められなければ、原則開示すべきと解するのが相当である。

イ 指導監督上の措置に係る不開示情報該当性

(ア) 処分庁は、上記第 3 2(2)ア～オに記載される情報の全てが加害教職員を識別させるものであり、条例第 7 条第 1 号ただし書ウ括弧書に該当するため不開示情報に当たると主張するが、一方、審査請求人は公務員の職務遂行情報として開示すべきと主張している。

そこで、まず問題となるのが、指導監督上の措置も懲戒処分と同じ扱いとすべきか、すなわち、処分庁が引用する最高裁判所平成 15 年 11 月 21 日判決(民集 57 卷 10 号 1600 頁)のとおり、職員が停職等の懲戒処分を受けたという情報は、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであるから、私事に関する情報の面を含み「個人の権利利益を害するおそれ」が認められるとしても、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 29 条に定める懲戒処分にあたらぬ訓告や嚴重注意等、指導監督上の措置を懲戒処分と同様に解すべきかが問題となる。

(イ) この点、処分庁は指導監督上の措置も懲戒処分と同様に解されるとする。

しかし、処分庁主張のとおり、指導監督上の措置も懲戒処分の取扱いと同様と解した場合、公務員が非違行為を行った時は何らかの処分を受ける可能性が

高いことを踏まえると、公務員のあらゆる非違行為に関して、その主体である公務員個人の識別情報が「個人の権利利益を害するおそれ」があるものとして、不開示の取扱いを受けることとなりかねない。

(ウ) 公務員たる教職員が、その職務遂行にあたり法令に反する非違行為を行った場合、それは公務員たる教職員の適格性に関わる問題として公的な側面を有しており、かかる非違行為について具体的事情を知ることは市民の正当な関心事であると思料される。

情報公開制度が市民の的確な理解と批判の下に公正で民主的な市政を推進するために、行政文書を原則公開とし、また公務員の職務遂行情報に係る当該公務員の職、氏名、職務遂行の内容を原則開示と定め、公務員個人の権利利益の保護について一定の制約をかけていることに鑑みると、市政に関し市民に説明する責務は、単に適切に行われた公務員の職務遂行に関する情報についてのみ向けられているのではなく、非違行為など違法・不当と評価されうるような公務員の職務遂行に関する情報についても向けられていると解すべきであり、条例第 7 条第 1 号ただし書ウの括弧書で除外される「公務員の個人の権利利益」を広く解するのは適当ではない。

また、体罰行為に至る背景や過程、教育現場の具体的事情、発生後の加害教職員に対する適切な指導や対処等の情報を市民に開示し、理解を深めてもらうことは、教育行政の透明性を高め、公教育に対する市民の信頼向上に繋がるものといえる。

(エ) よって、訓告等、指導監督上の措置は、地方公務員法で定める懲戒処分と同様に解すべきではなく、訓告等を受けたという情報は公務員の私事に関する情報の側面があるとしても、上記情報公開の公益性と比較衡量し、前者が後者に比し保護されるべき利益が上回るということはできないから、指導監督上の措置に関する情報について「当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれ」は認められず、開示すべきと解するのが相当である。

ウ 体罰事故報告書の調査・報告対象となることの開示情報該当性

(ア) 上記イのとおり、加害教職員への懲戒処分に関する情報が不開示情報となる一方、指導監督上の措置に関する情報は開示すべきであるとしても、本件対象文書には、加害教職員が懲戒処分や指導監督上の措置を受けたか否かについての記載はない。

そこで、本事案では、体罰事故報告書の調査・報告対象となることで、今後懲戒処分等を受ける可能性が推測される立場に置かれたことを示す情報について、条例第 7 条第 1 号ただし書ウ括弧書の「当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれ」を認めて不開示情報とすべきか否かが問題となる。

(イ) この点、処分庁は、本件対象文書は懲戒処分等を前提として学校から提出されるものであるから、文書内の教職員が何らかの懲戒処分等を受けたであろうことは容易に推察され、それは公務員個人としての評価をも低下させるものであるとし、上記第 3 2(2)ア～オに記載される情報の全てが加害教職員を識別できる情報に当たり、「個人の権利利益を害するおそれ」があるため、不開示情報に該当すると主張する。

(ウ) 確かに、処分庁主張のとおり、本件対象文書において体罰行為に関する調査・報告が行われたという事実から、その後、教育委員会による事実認定や審議を経て、当該公務員が懲戒処分や指導監督上の措置を受けうることは推測できる。

しかし、本件対象文書の作成目的について処分庁に確認したところによると、体罰事故報告書は、児童生徒等の集団的疾患、死亡事故又は障害その他の不祥事件が発生した場合に教育委員会宛てに事案の内容を報告するために提出する書類のうち、体罰事案に関するものであって、当該公務員への懲戒処分等を目的とした調査・報告ではない。

また、そもそも、体罰という学校教育法の定めに反する非違行為が発生した場合に、校務をつかさどり所属する教職員を監督する立場にある校長等が教育委員会に対して調査・報告を行うことは、学校等管理規則第 9 条に定めるところであって、組織管理上当然であるし、校長等による調査・報告の実施如何に関わらず、非違行為を行った公務員が何らかの処分を受けることもまた当然のことといえる。そして、調査・報告が行われた後に当該公務員が何らかの処分を受ける可能性があるとしても、当該処分は教育委員会が関係者への事情聴取や事実確認等を行ったうえで事実認定を行い、当該認定に基づき懲戒処分等の検討を行うという手順で進められるものである。

よって、報告書の作成目的からも手続面からも、校長等による調査・報告と事後に教職員が受ける処分との間に直接的な関連性は認められない。

(エ) したがって、体罰事故報告書の調査・報告対象となった事実から、当該教職員がその後何らかの処分を受けうることを推測できるという面があるとしても、当該公務員が地方公務員法に定める懲戒処分を受けたことを示す具体的な情報が記載されている場合でなければ、条例第 7 条第 1 号ただし書ウ括弧書に定める「当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれ」は認められず、体罰事故報告書の調査・報告対象となったこと自体は不開示情報に当たらないと解するのが相当である。

エ 過去の非違行為の公表に係る教職員への影響

処分庁は、懲戒処分等に関する報道発表資料の本市ホームページへの掲載期間が 2 年間に限定されていることを考慮すれば、その後も開示請求によって過

去の情報が開示されることになると、当該教職員の現在の業務遂行や転職に支障を来し、教職員の更生が妨げられるおそれがあるため、個人の権利利益を害すると主張する。

しかし、そもそも報道機関への報道発表資料の提供や市のホームページへの資料掲載という不特定多数に対する情報提供と、情報公開制度に基づく審査請求人に対する文書開示は、情報公開の性質として異なるものといえる。

そして、教育行政の透明性を高めて体罰の防止に資すると共に、公教育に対する市民の信頼を高め、市民的確な理解と批判の下、公正で民主的な市政を推進するという情報公開制度の公益性に鑑みると、処分庁主張のとおり現在の業務遂行や転職への支障といった当該教職員の更生を妨げる面が仮にあるとしても、かかるおそれは抽象的な可能性に留まり、非違行為を行った教職員に関する情報を保護すべき利益と情報公開の公益性と比較衡量した場合、前者が後者を上回るということとはできない。

よって、報道発表資料の掲載期間と比較して過去の行政文書の開示を問題とする処分庁の主張は妥当とはいえない。

オ 文部科学省の全国調査結果との照合による推認性

処分庁は、文部科学省が行った平成 24 年度の体罰事案に係る全国調査の調査結果が同省ホームページにて公表されているところ、その調査結果と本件対象文書を照合すれば、加害教職員が懲戒処分等を受けた又は今後受けるであろうことが推認できると主張する。

そこで、当審査会が当該調査結果を確認したところ、当該調査結果では、北九州市の発生件数 35 件のうち懲戒処分は 0 件、訓告等が 13 件、処分等検討中が 22 件となっており、6 割以上が検討段階となっている。また、当該調査結果は、懲戒処分等と被害児童生徒の校種・学年、体罰時の状況、体罰の態様等の各データが結びつけられていないため、当該調査結果と本件対象文書を照合して、本件対象文書の個別事案を特定し、更に当該事案に係る加害教職員が懲戒処分等を受けたことを推認するといったことは、到底困難である。

よって、文部科学省の調査結果が単なる統計データに過ぎないにも関わらず、ここから加害教職員が処分を受けたことが推認できるとする処分庁の主張は、飛躍した主張と言わざるを得ず、妥当とはいえない。

カ 教職員に関する職務遂行情報の除外規定該当性

本件対象文書において、調査報告対象となった加害教職員が懲戒処分を受けたことを示す具体的な情報の記載は一切認められない。

したがって、上記第 3 2(2)ア～オに記載される情報について、条例第 7 条第 1 号ただし書ウ括弧書の「個人の権利利益を害するおそれ」は認められないことから、個人識別情報に当たる加害教職員の生年月日及び住所を除き、当該

公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分は、原則開示すべきと解するのが相当である。(教職員に係る本件対象文書の不開示部分の妥当性については、下記 5 にて個別に検討する。)

4 教職員の服務管理に関する事務の条例第 7 条第 6 号該当性について

(1) 条例第 7 条第 6 号の定めについて

条例第 7 条第 6 号は、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。」を不開示情報として、同号アからオまで例示列举し、同号エで「人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」を定める。

これは、市の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から定められたものであるが、不開示情報の範囲が広範にわたることを防ぐため、解釈運用基準において、「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求されており、また、「おそれ」も抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する程度の蓋然性があると認められることが必要とされている。

(2) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 処分庁は、本件対象文書の学校名等の学校に関する情報や教職員氏名等の教職員に関する情報(第 3 2(2)ア～ウ)が開示されることになれば、懲戒処分等の検討等、教職員の服務管理に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼす旨主張しているが、一方、審査請求人は支障を及ぼすおそれについて主観的形式的抽象的に主張されているに過ぎないと主張する。

そこで、本件対象文書における学校及び教職員に関する情報が、条例第 7 条第 6 号に該当すると認められる実質的な支障の程度があり、かつ、支障を及ぼすおそれについて法的保護に値する程度の蓋然性が認められるかが問題となる。

イ まず、本件対象文書の作成目的について処分庁に確認したところによると、本件対象文書は、学校等管理規則第 9 条の規定に基づき、児童生徒等の集団的疾患、死亡事故又は障害その他の不祥事件が発生した場合に教育委員会宛てに事案の内容を報告するために提出された書類であつて、当該公務員への懲戒処分等を目的としたものではないとのことである。

そうだとすると、本件対象文書の調査報告内容が、後に懲戒処分等が検討される際に事実認定のための資料の一つとして用いられることがあったとしても、本件対象文書の校長等の報告と処分庁における懲戒処分等の検討等の服務管理に関する事務との間に、直接的な関連性は認められない。

ウ 次に、処分庁は、本件対象文書が処分庁宛て提出された時点では、校長等に代表される学校側の認識及び見方を示したものであり、確定的な情報ではないこと、また、開示されると校長等が完全に確定されていない事実が広まることを危惧し、事実関係の記載を躊躇したり、確実ではあるが表面的な事実関係のみを報告することとなると主張する。

しかし、本件対象文書は、学校等管理規則第 9 条により「すみやかに」報告することが求められている書面である以上、文書内に未確定の情報が含まれていたとしても、文書の性質上やむを得ないといえるし、本件対象文書は、関係者に事情聴取等を行った時点で校長等が把握した情報として開示されるのであるから、本市情報公開制度において対象文書に未確定の情報が含まれていること自体は不開示理由とならない。

また、校長等が報告書への記載を躊躇したり表面的な事実関係のみの報告を行うという点であるが、校長等は、学校等管理規則第 9 条において不祥事件が発生した場合に教育委員会への報告を義務付けられているだけでなく、服務義務として、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこと（地方公務員法第 30 条）、教員として自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならないこと（教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 9 条）を負って職務を遂行しており、校長は職責を全うして適切に報告するものと考えるのが相当である。

さらに、処分庁が学校名や教職員氏名等を公表している複数の自治体に対しヒアリングを行ったところによると、これらの情報の公表によって、被害児童生徒が特定されたり、加害教職員の権利利益が害されたといった事例や、教職員の服務管理に関する事務の適正な遂行に関して支障を来した事例は特に発生していないとのことである。

これらの点を考慮すると、処分庁が主張するおそれは抽象的な可能性に留まり、法的保護に値する程度の蓋然性は認められない。

エ また、処分庁は、関係者への事情聴取等において、外部に公開されないことを前提として事情を述べてもらっていること、開示されることになれば率直に事情を述べることを躊躇し積極的な協力が得られにくくなること、また校長等に対して職務命令で報告を強制することはできても実際に全ての事実関係が報告されたかどうか確認できないことを主張する。

しかし、行政文書の開示・不開示は条例第 7 条各号に定める不開示情報に当たるか否かによるものであって、公にしないと条件で任意に提供されたものであっても、かかる条件を付すことの合理性が認められ、同条第 3 号に該当するといえない限り、安易に不開示とすることは適当とはいえない。

確かに、学校名や加害教職員の氏名が開示されることになれば、体罰行為に関する事情聴取に際して、関係者が事実をありのままに発言することに消極的となる可能性は考えられる。

しかし、文書の開示如何を問わず、そもそも関係者が積極的に事情聴取に応じるとは想定し難いことからすると、これをもって直ちに正確な事情聴取ができないことになり、ひいては処分庁の懲戒処分等の検討等の教職員の服務管理に関する事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるということとはできない。

さらに、処分庁が職務命令で校長等に報告を求めた場合に、校長等が把握した事実関係を全て報告したかどうか確認できないという処分庁の主張は、上記ウに述べた報告義務及び服務義務を負って職務遂行にあたっている校長等が、任務を懈怠し適切に報告を行わないことを前提としたものであって、校長等が任務を懈怠するおそれは抽象的な可能性に留まる。

オ よって、教職員の服務管理に関する事務への支障の程度は名目的なものであり、また支障のおそれも抽象的な可能性に留まるものといえることから、学校に関する情報及び教職員に関する情報（第3 2(2)ア～ウ）については、条例第7条第6号に該当しないと解するのが相当である。（本件対象文書の不開示部分の妥当性については、下記5にて個別に検討する。）

5 本件対象文書の不開示部分の妥当性に係る個別の判断について

上記1から4に述べた当審査会の見解に基づき、本件対象文書の不開示部分の妥当性について、以下のとおり個別に検討する。

(1) 文書1について

(不開示が妥当な部分)

- ・加害教職員の担任（うち組）
- ・被害児童の氏名、組

(理由)

まず、学校名、印影、校長の氏名並びに加害教職員の氏名及び年齢から、特定の被害児童を識別することは一般的に困難と考えられるため、これらの情報は条例第7条第1号本文前段に該当しない。これらの情報は、報告者及び報告対象者である公務員の職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分であり、かつ、懲戒処分に係る記述はなく、「個人の権利利益を害するおそれ」も認められないため、同号ただし書ウ括弧書にも該当せず、開示すべきである。

また、加害教職員の担任に係る学年・組のうち、学年については事案や体罰が行われた状況を把握する上で重要な考慮要素であるから開示すべきである。

しかし、組についてはその点で重要な要素とまではいえないこと、また、小学校の場合は当該クラス担任が基本全科目を教えるため、組の開示は被害児童の特定に繋がりやすいと思料されることから、小学校の担任に関する情報のうち組については不開示が妥当である。

次に、被害児童の氏名、年齢、学年（識別情報を含む）及び組のうち、氏名は特定の個人を識別することができる情報であること、組はそれ自体で特定の児童を識別させるとはいえないものの、所属する組が判明することは被害児童の特定に繋がりやすいことから、条例第 7 条第 1 号本文前段に該当し不開示が妥当である。しかし、年齢及び学年（識別情報を含む）から、特定の被害児童を識別することは一般的に困難と考えられるため、これらの情報については同号本文前段に該当せず開示すべきである。

(2) 文書 2 について

(不開示が妥当な部分)

- ・加害教職員の生年月日、住所
- ・他の教職員の生年月日、住所
- ・被害生徒及び保護者の氏名、生年月日、住所
- ・関係者の氏名、住所

(理由)

加害教職員及び他の教職員の生年月日及び住所は特定の個人を識別することができる情報として条例第 7 条第 1 号本文前段に当たり、職務遂行情報とはいえないことから不開示が妥当である。また、被害生徒及び保護者並びに関係者の氏名、生年月日及び住所については、特定の個人を識別することができる情報として同号本文前段に当たり不開示が妥当である。

しかし、学校名、校長の氏名、加害教職員及び他の教職員の氏名及び年齢並びに被害生徒の学年及び年齢については、文書 1 で述べたとおり開示すべきであり、加害教職員及び他の教職員の担当教科についても、公務員の職務遂行情報として開示すべきである。

(留意点)

本文書において、関係者の「PTA 会長」の役職が開示されているが、当該事項は公務員の職ではなく、同人は同役職の職務として何かを行ったものでもない。かかる役職の開示は、個人を特定しうるものであるから、本来不開示とすべきであったと思われる。

(3) 文書 3 について

(不開示が妥当な部分)

- ・なし

(理由)

学校名、校長の氏名並びに加害教職員の氏名、年齢及び担当教科については、文書 1 及び 2 で述べたとおり、開示すべきである。また、部活動の活動場所から特定の被害生徒を識別することは一般的に困難と考えられるため、公務員の職務遂行情報として同様に開示すべきであり、文書 3 において不開示が認められる情報はない。

(4) 文書 4、5 について

(不開示が妥当な部分)

- ・被害生徒の氏名、生年月日、組
- ・他の生徒の氏名、組

(理由)

被害生徒及び他の生徒の氏名、生年月日及び組については、文書 1 及び 2 で述べたとおり、不開示が妥当である。

しかし、学校名、印影、校長の氏名、加害教職員及び他の教職員の氏名、年齢及び担当教科並びに被害生徒及び他の生徒の年齢及び学年については、文書 1 及び 2 で述べたとおり、開示すべきであり、加害教職員の在籍年数も、公務員の職務遂行情報として同様に開示すべきである。

また、中学校の加害教職員の担任については、小学校と異なり、クラス担任が全科目を担当しないため、組の開示が被害生徒の特定に直接繋がるといえない限り、学年・組共に開示すべきであるところ、文書 4 及び 5 では特定に直接繋がるとはいえないため、原則どおり学年・組共に開示すべきである。

(5) 文書 6 について

(不開示が妥当な部分)

- ・加害教職員の学歴
- ・被害生徒及び保護者の氏名、住所、組、部活動における役割
- ・他の生徒の氏名、部活動における役割

(理由)

加害教職員の学歴は個人情報であり、公務員の職務遂行情報にあたらなから、不開示としたことは妥当である。また、被害生徒及び保護者並びに他の生徒の氏名、住所及び組については、文書 1 及び 2 で述べたとおり、不開示が妥当であり、被害生徒及び他の生徒の部活動における役割についても、生徒の特定に繋がりやすいため、条例第 7 条第 1 号本文前段に該当し、同様に不開示が妥当といえる。

しかし、学校名、校長の氏名、加害教職員及び他の教職員の氏名、年齢及び担当教科並びに被害生徒及び他の生徒の年齢及び学年については文書 1 及び 2 で述べたとおり、部活動の活動場所については文書 3 で述べたとおり、加害教職員の担任及び在籍年数については文書 4 及び 5 で述べたとおり、開示すべき

である。また、加害教職員の教職歴についても、本市におけるものである場合は公務員の職務遂行情報として、同様に開示すべきである。

なお、本文書では、保護者の発言内容の一部が開示とされているが、当該不開示部分から特定の被害児童生徒を識別することは一般的に困難と考えられるため、条例第 7 条第 1 号本文前段に該当せず、開示すべきである。

(6) 文書 7 について

(不開示が妥当な部分)

- ・加害教職員の生年月日、住所、教職歴（うち他の自治体に関する事、伝聞情報）
- ・被害生徒の氏名、組

(理由)

加害教職員の生年月日及び住所並びに被害生徒の氏名及び組については、文書 1 及び 2 で述べたとおり、不開示が妥当である。また、加害教職員の他の自治体での教職歴は、個人情報であり職務遂行情報に当たらないため条例第 7 条第 1 号に該当すること、伝聞情報も評価に関する部分として事務情報に当たり、同条第 6 号に該当することから、同様に不開示が妥当である。

しかし、学校名、校長の氏名、加害教職員及び他の教職員の氏名及び年齢並びに被害生徒の学年については文書 1 で述べたとおり、加害教職員の担任及び在籍年数については文書 4 及び 5 で述べたとおり、加害教職員の本市における教職歴については文書 6 で述べたとおり、開示すべきである。また、他の教職員の校務分掌については、公務員の職務遂行情報として、同様に開示すべきである。

(7) 文書 8 について

(不開示が妥当な部分)

- ・加害教職員の生年月日、住所
- ・被害生徒の氏名、組

(理由)

加害教職員の生年月日及び住所並びに被害生徒の氏名及び組については、文書 1 及び 2 で述べたとおり、不開示が妥当である。

しかし、学校名、校長の氏名、加害教職員の氏名、年齢及び担当教科並びに被害生徒の学年については文書 1 及び 2 で述べたとおり、加害教職員の担任及び在籍年数については文書 4 及び 5 で述べたとおり、加害教職員の教職歴については文書 6 で述べたとおり、開示すべきである。

(8) 文書 9 について

(不開示が妥当な部分)

- ・他の教職員の担任（うち組）

- ・被害生徒の氏名、組
- ・他の生徒の氏名

(理由)

被害生徒及び他の生徒の氏名及び組については文書 1 で述べたとおり、不開示が妥当である。また、加害教職員及び他の教職員の担任については、本文書は中学校であるから文書 4 及び 5 で述べたとおり原則開示すべきであるが、本文書においては他の教職員の担任に関する情報のうち組の開示が、被害生徒の特定に繋がりやすいと思料されるため、組については不開示が妥当である。

しかし、学校名、校長の氏名、加害教職員及び他の教職員の氏名、年齢及び担当教科（識別情報を含む）並びに被害生徒の学年については文書 1 及び 2 で述べたとおり、加害教職員の教職歴については文書 6 で述べたとおり、他の教職員の校務分掌については文書 7 で述べたとおり、開示すべきである。また、体罰の発生場所についても、当該情報から特定の被害生徒を識別することは一般的に困難と考えられるため、条例第 7 条第 1 号本文前段に該当せず、開示すべきである。

(9) 文書 10 について

(不開示が妥当な部分)

- ・加害教職員の担任（うち組）
- ・被害児童の氏名、組

(理由)

加害教職員の担任に関する情報のうち組並びに被害児童の氏名及び組については文書 1 で述べたとおり、不開示が妥当である。

しかし、学校名、印影、校長の氏名、加害教職員の氏名及び年齢並びに被害児童の学年については、文書 1 で述べたとおり、開示すべきである。

(10) 文書 11 について

(不開示が妥当な部分)

- ・被害生徒の氏名、組
- ・体罰の発生場所（うち組）

(理由)

被害生徒の氏名及び組については文書 1 で述べたとおり、不開示が妥当である。また、体罰の発生場所については文書 9 で述べたとおり原則開示すべきであるが、本文書においては体罰の発生場所に関する情報のうち組の開示が、被害生徒の特定に繋がりやすいと思料されるため、当該情報については不開示が妥当である。

学校名、校長の氏名、加害教職員及び他の教職員の氏名、年齢及び担当教科並びに被害生徒の学年については文書 1 及び 2 で述べたとおり、加害教職員の担任、

在籍年数については文書 4 及び 5 で述べたとおり、加害教職員の教職歴については文書 6 で述べたとおり、開示すべきである。

(11) 文書 12 について

(不開示が妥当な部分)

- ・被害生徒の氏名、組
- ・他の生徒の氏名、組

(理由)

被害生徒及び他の生徒の氏名及び組については文書 1 で述べたとおり、不開示が妥当である。

学校名、校長の氏名、加害教職員及び他の教職員の氏名及び年齢並びに被害生徒及び他の生徒の学年については文書 1 で述べたとおり、他の教職員の担任については文書 4 及び 5 で述べたとおり、加害教職員の教職歴については文書 6 で述べたとおり、体罰の発生場所については文書 9 で述べたとおり、開示すべきである。また、学校の電話番号についても、学校名を開示する以上、不開示とする理由は特段認められず、医療機関の住所及び連絡先についても、当該情報から特定の被害生徒を識別することは一般的に困難と考えられるため、条例第 7 条第 1 号本文前段に該当せず、開示すべきである。

(12) 文書 13 及び 14 について

(不開示が妥当な部分)

- ・加害教職員の生年月日

(理由)

加害教職員の生年月日については文書 2 で述べたとおり、不開示が妥当である。

しかし、学校名、印影、校長の氏名並びに加害教職員の氏名、年齢及び担当教科については文書 1 及び 2 で述べたとおり、加害教職員の担任及び在籍年数については文書 4 及び 5 で述べたとおり、校務分掌については文書 7 で述べたとおり、開示すべきである。

(13) 文書 15 について

(不開示が妥当な部分)

- ・加害教職員の生年月日
- ・被害生徒及び保護者の氏名、組、部活動における役割
- ・他の生徒の氏名

(理由)

加害教職員の生年月日並びに被害生徒及び保護者並びに他の生徒の氏名及び組については文書 1 及び 2 で述べたとおり、部活動における役割については文書 6 で述べたとおり、不開示が妥当である。

しかし、学校名、校長の氏名、加害教職員の氏名及び担当教科並びに被害生徒の学年については文書 1 及び 2 で述べたとおり、部活動の活動場所については文書 3 で述べたとおり、担任及び在籍年数については文書 4 及び 5 で述べたとおり、校務分掌は文書 7 で述べたとおり、体罰の発生場所については文書 9 で述べたとおり、開示すべきである。また、医療機関の名称や謝罪を行った場所、特定の地域に関する記述についても、当該情報から特定の被害生徒を識別することは一般的に困難と考えられるため、条例第 7 条第 1 号本文前段に該当せず、開示すべきである。

(14) 文書 16 について

(不開示が妥当な部分)

- ・加害教職員の生年月日

(理由)

加害教職員の生年月日については文書 2 で述べたとおり、不開示が妥当である。

しかし、学校名、印影、校長の氏名並びに加害教職員の氏名、年齢及び担当教科については文書 1 及び 2 で述べたとおり、加害教職員の担任及び在籍年数については文書 4 及び 5 で述べたとおり、校務分掌については文書 7 で述べたとおり、開示すべきである。

(15) 文書 17 について

(不開示が妥当な部分)

- ・被害児童及び保護者の氏名

(理由)

被害児童及び保護者の氏名については文書 2 で述べたとおり、不開示が妥当である。

しかし、学校名、校長の氏名及び加害教職員の氏名については、文書 1 で述べたとおり、開示すべきである。

(16) 文書 18 及び 19 について

(不開示が妥当な部分)

- ・加害教職員の生年月日、担任（うち組）
- ・被害生徒の氏名、組
- ・他の生徒の氏名、組

(理由)

加害教職員の生年月日並びに被害生徒及び他の生徒の氏名及び組については文書 1 及び 2 で述べたとおり、加害教職員の担任に関する情報のうち組については文書 9 で述べたとおり、不開示が妥当である。

しかし、学校名、印影、校長の氏名並びに加害教職員及び他の教職員の氏名、年齢及び担当教科並びに被害生徒及び他の生徒の学年については文書 1 及び 2

で述べたとおり、在籍年数については文書 4 及び 5 で述べたとおり、校務分掌は文書 7 で述べたとおり、開示すべきである。

(17) 文書 20 から 23 について

(不開示が妥当な部分)

- ・加害教職員の生年月日、担任（うち組）
- ・被害児童の組（文書 20 のみ）
- ・体罰の発生場所（うち組）（文書 20 を除く）

(理由)

加害教職員の生年月日及び担任に関する情報のうち組並びに被害児童の組（文書 20 のみ）については文書 1 及び 2 で述べたとおり、体罰の発生場所に関する情報のうち組（文書 20 を除く）については文書 11 で述べたとおり、不開示が妥当である。

しかし、学校名、印影（文書 21 を除く）、校長の氏名、加害教職員の氏名及び年齢並びに被害児童の学年（文書 20 のみ）については文書 1 で述べたとおり、在籍年数については文書 4 及び 5 で述べたとおり、校務分掌（文書 20、21）については文書 7 で述べたとおり、開示すべきである。

(18) 文書 24 について

(不開示が妥当な部分)

- ・加害教職員の生年月日

(理由)

加害教職員の生年月日については文書 2 で述べたとおり、不開示が妥当である。

しかし、学校名、印影、校長の氏名並びに加害教職員の氏名、年齢及び担任については文書 1 で述べたとおり、在籍年数については文書 4 及び 5 で述べたとおり、校務分掌については文書 7 で述べたとおり、開示すべきである。

(19) 文書 25 について

(不開示が妥当な部分)

- ・被害児童の氏名、組（識別情報を含む）、生育環境
- ・被害児童に関する発言内容
- ・他の児童の氏名

(理由)

被害児童及び他の児童の氏名及び組（識別情報を含む）については文書 1 で述べたとおり、不開示が妥当である。また、被害児童の生育環境や被害児童に関する発言内容についても、被害児童の特定に直接繋がる情報に関しては不開示が妥当である。

しかし、加害教職員及び他の教職員の氏名並びに被害児童及び他の児童の学年については文書 1 で述べたとおり、開示が妥当である。

(留意点)

本文書は、学校側と被害児童及び保護者との会話等の記録であるが、報告者たる校長名、学校名、報告日等、報告書として重要な部分が抜け落ちており、本文書だけでは、いつどこで発生し誰が報告したものか全く把握できないが、処分庁に確認したところ本文書に関連する他の資料は存在しないとのことである。処分庁が各学校から体罰事故に係る報告を受けて文書を保管するにあたり、かかる保管状況は行政文書の保存の観点から問題が大きいものと懸念される。以後十分留意のうえ、適切な行政文書の保存に努められたい。

(20) 文書 26 から 30 について

(不開示が妥当な部分)

- ・加害教職員の生年月日

(理由)

加害教職員の生年月日については文書 2 で述べたとおり、不開示が妥当である。

しかし、学校名、印影、校長の氏名並びに加害教職員の氏名、年齢及び担当教科(文書 29 以外)については文書 1 及び 2 で述べたとおり、担任(文書 28 以外)及び在籍年数については文書 4 及び 5 で述べたとおり、校務分掌(文書 28 以外)については文書 7 で述べたとおり、体罰の発生場所(文書 28 以外)については文書 9 で述べたとおり、開示すべきである。また、特定の地域に関する記述(文書 26 のみ)についても、当該情報から特定の被害生徒を識別することは一般的に困難と考えられるため、条例第 7 条第 1 号本文前段に該当せず、開示すべきである

(21) 文書 31 から 33 について

(不開示が妥当な部分)

- ・加害教職員の生年月日
- ・被害生徒の氏名、組、部活動における役割(文書 33 のみ)

(理由)

加害教職員の生年月日並びに被害生徒の氏名及び組については文書 1 及び 2 で述べたとおり、部活動における役割(文書 33 のみ)については文書 6 で述べたとおり不開示が妥当である。

しかし、学校名、校長の氏名、加害教職員の氏名、年齢及び担当教科並びに被害生徒の学年については文書 1 及び 2 で述べたとおり、担任については文書 4 及び 5 で述べたとおり、校務分掌については文書 7 で述べたとおり、体罰の発生場所(文書 31、32)については文書 9 で述べたとおり、開示すべきである。

(22) 文書 34 について

(不開示が妥当な部分)

- ・加害教職員の生年月日、担任(うち組)

(理由)

加害教職員の生年月日及び担任に関する情報のうち組については文書 1 及び 2 で述べたとおり、不開示が妥当である。

しかし、学校名、印影、校長の氏名並びに加害教職員の氏名及び年齢については文書 1 で述べたとおり、在籍年数については文書 4 及び 5 で述べたとおり、校務分掌については文書 7 で述べたとおり、開示すべきである。

(留意点)

本文書では、加害教職員の担任について学年・組ともに不開示としているにも関わらず、発生場所の教室については学年・組ともに開示している。小学校においてはクラス担任が原則全ての教科を教えることを踏まえ、被害児童の特定を防ぐため、発生場所の教室についても組は不開示とすべきであったと思われる。

(23) 文書 35 及び 36 について

(不開示が妥当な部分)

- ・加害教職員の生年月日
- ・被害生徒の氏名及び組 (文書 36 のみ)

(理由)

加害教職員の生年月日並びに被害生徒の氏名及び組 (文書 36 のみ) については文書 1 及び 2 で述べたとおり、不開示が妥当である。

しかし、学校名、印影 (文書 35 のみ)、校長の氏名、加害教職員の氏名、年齢及び担当教科並びに被害生徒の学年 (文書 36 のみ) については文書 1 及び 2 で述べたとおり、担任 (文書 35 のみ)、在籍年数については文書 4 及び 5 で述べたとおり、校務分掌については文書 7 で述べたとおり、体罰の発生場所 (文書 36 のみ) については文書 9 で述べたとおり、開示すべきである。

(24) 文書 37 について

(不開示が妥当な部分)

- ・加害教職員の生年月日
- ・被害生徒の氏名

(理由)

加害教職員の生年月日及び被害生徒の氏名については文書 2 で述べたとおり、不開示が妥当である。

しかし、学校名、印影、校長の氏名、加害教職員の氏名及び担当教科 (識別情報を含む) 並びに被害生徒の学年については文書 1 及び 2 で述べたとおり、担任及び在籍年数については文書 4 及び 5 で述べたとおり、校務分掌については文書 7 で述べたとおり、体罰の発生場所については文書 9 で述べたとおり、開示すべきである。

(25) 文書 38 について

(不開示が妥当な部分)

- ・被害生徒の氏名
- ・他の生徒の氏名

(理由)

被害生徒及び他の生徒の氏名については文書 2 で述べたとおり、不開示が妥当である。

しかし、学校名、校長の氏名、加害教職員の氏名及び担当教科（識別情報を含む）並びに被害生徒の学年については文書 1 及び 2 で述べたとおり、体罰の発生場所については文書 9 で述べたとおり、開示すべきである。

(26) 文書 39 及び 40 について

(不開示が妥当な部分)

- ・加害教職員の生年月日、担任（うち組）
- ・体罰の発生場所（うち組）
- ・被害児童の氏名（文書 40 のみ）、組

(理由)

加害教職員の生年月日及び担任に関する情報のうち組並びに被害児童の氏名（文書 40 のみ）及び組については文書 1 及び 2 で述べたとおり、体罰の発生場所に関する情報のうち組については文書 11 で述べたとおり、不開示が妥当である。

しかし、学校名、印影、校長の氏名、加害教職員の氏名及び年齢（文書 40 のみ）、他の教職員の氏名（文書 40 のみ）並びに被害児童の学年については文書 1 で述べたとおり、在籍年数については文書 4 及び 5 で述べたとおり、校務分掌については文書 7 で述べたとおり、開示すべきである。

6 まとめ

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を条例第 7 条第 1 号又は同条第 6 号に該当するとして不開示とした原処分については、不開示とされた部分のうち、別表 2 記載の不開示が妥当な部分を除き開示すべきであると判断し、前記第 1 のとおりとした。

7 付帯意見

当審査会は、原処分の不開示部分に関する処分庁の判断について、以下のとおり付言する。

(1) 教職員及び被害児童生徒の評価に関する記載について

処分庁は、本件対象文書には、被害児童生徒の性格や日頃の行動を含めて被害児童生徒に対する評価的な事実状況や校長等による当該教職員の日頃の勤務態

度等についての評価も含めた内容を記載することを求めており、教職員及び被害児童生徒の評価に関するものであるため、その性質上公開されないことを前提とした文書であると主張する。

しかし、当審査会が本件対象文書を検証したところ、校長所見等に記載される教職員及び被害児童生徒の評価に関する部分の多くは、不開示とされず開示されている。

処分庁が主張する教職員の服務管理に関する事務の適正な遂行の見地からすれば、教職員及び児童生徒の評価に関する部分は、まさに条例第 7 条第 6 号に基づくものとして不開示とすべき情報であるにもかかわらず、これらを開示する一方で、開示すべき学校名や教職員名等を不開示情報とする処分庁の主張は、事務の適正な遂行の保全より不祥事件が発生した学校や加害教職員に関する情報の隠蔽を優先しているとの市民の無用な誤解を招きかねない。

以後、行政文書の開示にあたっては、不開示情報に関する認識を正すとともに、情報公開制度の趣旨・目的に則した適切な情報公開に努められたい。

(2) 部活動に係る開示について

一般に、体罰行為に係る情報公開においては、どの学校で発生したかは分からないがクラブ名は分かるということよりも、どの学校の部活動において発生したかということの方が、より市民の関心事と思料される。

よって、学校名の開示を前提として、原則クラブ名については開示が妥当であるが、部員数が少なく、学年から被害児童生徒を容易に特定しうる等の事情が認められるときは、クラブ名を不開示とすることが適当な場合もありうることに留意されたい。

また、部活動における役割に関し、当該役割が担う役目について触れている箇所があるにもかかわらず、役割名のみ不開示とし、結果不開示とした内容が容易に推測しうる文書も認められる。不開示の範囲については、文書を精読し、慎重に行うよう努められたい。

(3) 報告事項の定型化と周知について

処分庁からの意見聴取によると、体罰事故報告書については書式等のルールを作成しているとのことであるが、本件対象文書において、教職員や児童生徒の生年月日や住所といった個人を特定する目的であるとしても体罰事故報告書上必須と言いつい個人情報の記載も散見される。

体罰事故報告書も行政文書として情報公開の対象となるものであるから、無用な個人情報の記載については避けることが望ましく、他方、必要事項については遺漏なく報告がなされるよう、報告事項や報告書の様式について再度見直し、校長等、学校関係者に対して様式や報告ルール等について周知を徹底されるよう努められたい。

北九州市情報公開審査会

会長	阿 野 寛 之
委員	神 陽 子
委員	田 村 奈々子
委員	中 谷 淳 子
委員	熊 谷 美佐子

【別表 1】本件対象文書一覧

	行政文書の件名 (文書の報告日)	不開示部分の概要
文書 1	●年●組担任の不適切な指導に関する状況報告書 (平成 24 年 7 月 10 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名、印影 ・校長の氏名 ・加害教職員の氏名、年齢、担任 ・被害児童の氏名、年齢、学年(識別情報を含む)、組
文書 2	●●主幹教諭の体罰についての概況 (平成 24 年 7 月 13 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名 ・校長の氏名 ・加害教職員の氏名、生年月日、年齢、住所、担当教科 ・他の教職員の氏名、生年月日、年齢、住所、担当教科 ・被害生徒及び保護者の氏名、学年、生年月日、年齢、住所 ・関係者の氏名、住所
文書 3	本校教諭の部活動指導時の言動に関する教育委員会への投書メールについて(報告) (平成 24 年 9 月 7 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名 ・校長の氏名 ・加害教職員の氏名、年齢、担当教科 ・部活動の活動場所
文書 4	体育大会練習時における事故指導報告 (平成 24 年 9 月 11 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名、印影 ・校長の氏名 ・加害教職員の氏名、年齢、担当教科、担任、在籍年数 ・他の教職員の氏名 ・被害生徒の氏名、生年月日、年齢、学年、組 ・他の生徒の氏名、学年、組
文書 5	体育大会練習時における事故指導報告 (平成 24 年 9 月 11 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名、印影 ・校長の氏名 ・加害教職員の氏名、年齢、担当教科、担任、在籍年数 ・他の教職員の氏名 ・被害生徒の氏名、生年月日、年齢、学年、組 ・他の生徒の氏名、学年、組
文書 6	本校●●●●教諭の体罰事件に係る報告 (平成 24 年 9 月 19 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名 ・校長の氏名 ・加害教職員の氏名、年齢、担当教科、担任、学歴、教職歴、在籍年数 ・他の教職員の氏名

	行政文書の件名 (文書の報告日)	不開示部分の概要
		<ul style="list-style-type: none"> ・被害生徒及び保護者の氏名、住所、年齢、学年、組、部活動における役割 ・保護者の発言内容 ・他の生徒の氏名、学年、部活動における役割 ・部活動の活動場所
文書 7	<p>●●●●教諭による体罰に関する報告書 (平成 24 年 10 月 26 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名 ・校長の氏名 ・加害教職員の氏名、年齢、生年月日、住所、担任、在籍年数、教職歴 ・他の教職員の氏名、校務分掌 ・被害生徒の氏名、学年、組
文書 8	<p>●●●●教諭による体罰に関する報告書 (平成 24 年 12 月 17 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名 ・校長の氏名 ・加害教職員の氏名、年齢、生年月日、住所、担任、担当教科、在籍年数、教職歴 ・被害生徒の氏名、学年、組
文書 9	<p>●●●●講師の●年●●●● ●に対する指導について (平成 24 年 10 月 3 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名 ・校長の氏名 ・加害教職員の氏名、年齢、担当教科(識別情報を含む)、教職歴、担任 ・他の教職員の氏名、年齢、担当教科、担任、校務分掌 ・被害生徒の氏名、学年、組 ・他の生徒の氏名 ・体罰の発生場所
文書 10	<p>体罰事案の発生について (報告) (平成 24 年 11 月 14 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名、印影 ・校長の氏名 ・加害教職員の氏名、年齢、担任 ・被害児童の氏名、学年、組
文書 11	<p>学校職員の体罰について (報告) (平成 24 年 11 月 29 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名 ・校長の氏名 ・加害教職員の氏名、年齢、担任、担当教科、在籍年数、教職歴 ・他の教職員の氏名 ・被害生徒の氏名、学年、組

	行政文書の件名 (文書の報告日)	不開示部分の概要
		・ 体罰の発生場所
文書 12	●●●●教諭の体罰 に関する報告書 (平成 24 年 12 月 21 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名、電話番号 ・ 校長の氏名 ・ 加害教職員の氏名、年齢、教職歴 ・ 他の教職員の氏名、担任 ・ 被害生徒の氏名、学年、組 ・ 他の生徒の氏名、学年、組 ・ 体罰の発生場所 ・ 医療機関の住所、連絡先
文書 13	体罰等に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 18 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名、印影 ・ 校長の氏名 ・ 加害教職員の氏名、生年月日、年齢、担任、担当教科、校務分掌、在籍年数
文書 14	体罰等に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 18 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名、印影 ・ 校長の氏名 ・ 加害教職員の氏名、生年月日、年齢、担任、担当教科、校務分掌、在籍年数
文書 15	状況報告書 (平成 25 年 2 月 15 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名 ・ 校長の氏名 ・ 加害教職員の氏名、生年月日、担任、担当教科、校務分掌、在籍年数 ・ 被害生徒及び保護者の氏名、学年、組、部活動における役割 ・ 他の生徒の氏名 ・ 医療機関の名称 ・ 謝罪を行った場所 ・ 部活動の活動場所、特定の地域に関する記述 ・ 体罰の発生場所
文書 16	体罰等に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 8 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名、印影 ・ 校長の氏名 ・ 加害教職員の氏名、生年月日、年齢、担任、担当教科、校務分掌、在籍年数
文書 17	体罰に関するアンケート 調査にかかわる保護者への	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名 ・ 校長の氏名

	行政文書の件名 (文書の報告日)	不開示部分の概要
	事情聴取報告 (平成 25 年 4 月 22 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害教職員の氏名 ・被害児童及び保護者の氏名
文書 18	体罰等に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 8 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名、印影 ・校長の氏名 ・加害教職員の氏名、生年月日、年齢、担任、担当教科、校務分掌、在籍年数 ・被害生徒の氏名、学年、組 ・他の生徒の氏名、組
文書 19	体罰等に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 8 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名、印影 ・校長の氏名 ・加害教職員の氏名、生年月日、年齢、担任、担当教科、校務分掌、在籍年数 ・他の教職員の氏名 ・被害生徒の氏名、学年、組 ・他の生徒の氏名、学年、組
文書 20	体罰等に係る状況報告書 (平成 24 年 3 月 8 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名、印影 ・校長の氏名 ・加害教職員の氏名、生年月日、年齢、担任、校務分掌、在籍年数 ・被害児童の学年、組
文書 21	体罰等に係る状況報告書 (平成 24 年 3 月 8 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名 ・校長の氏名 ・加害教職員の氏名、生年月日、年齢、担任、校務分掌、在籍年数 ・体罰の発生場所
文書 22	体罰等に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 18 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名、印影 ・校長の氏名 ・加害教職員の氏名、生年月日、年齢、担任、在籍年数 ・体罰の発生場所
文書 23	体罰等に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 18 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名、印影 ・校長の氏名 ・加害教職員の氏名、生年月日、年齢、担任、在籍年数 ・体罰の発生場所
文書 24	体罰等に係る状況報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名、印影

	行政文書の件名 (文書の報告日)	不開示部分の概要
	(平成 25 年 3 月 5 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の氏名 ・加害教職員の氏名、生年月日、年齢、担任、校務分掌、在籍年数
文書 25	(件名なし) (日付記載なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害教職員の氏名 ・他の教職員の氏名 ・被害児童の氏名、学年、組 (識別情報を含む)、生育環境 ・被害児童に関する発言内容 ・他の児童の氏名、学年
文書 26	体罰等に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 8 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名、印影 ・校長の氏名 ・加害教職員の氏名、生年月日、年齢、担任、担当教科、校務分掌、在籍年数 ・体罰の発生場所 ・特定の地域に関する記述
文書 27	体罰等に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 1 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名、印影 ・校長の氏名 ・加害教職員の氏名、生年月日、年齢、担任、担当教科、校務分掌、在籍年数 ・体罰の発生場所
文書 28	体罰等に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 18 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名、印影 ・校長の氏名 ・加害教職員の氏名、生年月日、年齢、担当教科、在籍年数
文書 29	体罰等に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 8 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名、印影 ・校長の氏名 ・加害教職員の氏名、生年月日、年齢、担任、校務分掌、在籍年数 ・体罰の発生場所
文書 30	体罰等に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 19 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名、印影 ・校長の氏名 ・加害教職員の氏名、生年月日、年齢、担任、担当教科、校務分掌、在籍年数 ・体罰の発生場所

	行政文書の件名 (文書の報告日)	不開示部分の概要
文書 31	体罰に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 4 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名 ・ 校長の氏名 ・ 加害教職員の氏名、生年月日、年齢、担任、担当教科、校務分掌 ・ 被害生徒の氏名、学年、組 ・ 体罰の発生場所
文書 32	体罰に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 4 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名 ・ 校長の氏名 ・ 加害教職員の氏名、生年月日、年齢、担任、担当教科、校務分掌 ・ 被害生徒の氏名、学年、組 ・ 体罰の発生場所
文書 33	体罰に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 8 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名 ・ 校長の氏名 ・ 加害教職員の氏名、生年月日、年齢、担任、担当教科、校務分掌 ・ 被害生徒の氏名、学年、組、部活動における役割
文書 34	体罰等に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 11 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名、印影 ・ 校長の氏名 ・ 加害教職員の氏名、生年月日、年齢、担任、校務分掌、在籍年数
文書 35	体罰等に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 8 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名、印影 ・ 校長の氏名 ・ 加害教職員の氏名、生年月日、年齢、担任、担当教科、校務分掌、在籍年数
文書 36	体罰等に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 8 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名 ・ 校長の氏名 ・ 加害教職員の氏名、生年月日、年齢、担当教科、校務分掌、在籍年数 ・ 体罰の発生場所 ・ 被害生徒の氏名、学年、組
文書 37	体罰等に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 19 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名、印影 ・ 校長の氏名 ・ 加害教職員の氏名、生年月日、担任、担当教科

	行政文書の件名 (文書の報告日)	不開示部分の概要
		(識別情報を含む)、校務分掌、在籍年数 ・ 体罰の発生場所 ・ 被害生徒の氏名、学年
文書 38	●●●●講師に係る 体罰事案の概要 (平成 25 年 4 月 17 日)	・ 学校名 ・ 校長の氏名 ・ 加害教職員の氏名、担当教科 (識別情報を含む) ・ 被害生徒の氏名、学年 ・ 他の生徒の氏名 ・ 体罰の発生場所
文書 39	体罰等に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 15 日)	・ 学校名、印影 ・ 校長の氏名 ・ 加害教職員の氏名、生年月日、担任、校務分掌、 在籍年数 ・ 体罰の発生場所 ・ 被害児童の学年、組
文書 40	体罰等に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 19 日)	・ 学校名、印影 ・ 校長の氏名 ・ 加害教職員の氏名、生年月日、年齢、担任、校務分掌、 在籍年数 ・ 体罰の発生場所 ・ 被害児童の氏名、学年、組 ・ 他の教職員の氏名

(注) 原処分において不開示としている部分について、●●と表記

【別表 2】不開示が妥当な部分

	行政文書の件名 (文書の報告日)	不開示が妥当な部分
文書 1	●年●組担任の不適切な 指導に関する状況報告書 (平成 24 年 7 月 10 日)	・加害教職員の担任 (うち組) ・被害児童の氏名、組
文書 2	●●主幹教諭の体罰につい ての概況 (平成 24 年 7 月 13 日)	・加害教職員の生年月日、住所 ・他の教職員の生年月日、住所 ・被害生徒及び保護者の氏名、生年月日、住所 ・関係者の氏名、住所
文書 3	本校教諭の部活動指導時の 言動に関する教育委員会へ の投書メールについて (報 告) (平成 24 年 9 月 7 日)	(該当なし)
文書 4	体育大会練習時における 事故指導報告 (平成 24 年 9 月 11 日)	・被害生徒の氏名、生年月日、組 ・他の生徒の氏名、組
文書 5	体育大会練習時における 事故指導報告 (平成 24 年 9 月 11 日)	・被害生徒の氏名、生年月日、組 ・他の生徒の氏名、組
文書 6	本校●●●●教諭の 体罰事件に係る報告 (平成 24 年 9 月 19 日)	・加害教職員の学歴 ・被害生徒及び保護者の氏名、住所、組、部活動におけ る役割 ・他の生徒の氏名、部活動における役割
文書 7	●●●●教諭による体罰 に関する報告書 (平成 24 年 10 月 26 日)	・加害教職員の生年月日、住所、教職歴 (うち他の自治 体に関する事、伝聞情報) ・被害生徒の氏名、組
文書 8	●●●●教諭による体罰 に関する報告書 (平成 24 年 12 月 17 日)	・加害教職員の生年月日、住所 ・被害生徒の氏名、組
文書 9	●●●●講師の●年●●●● ●に対する指導について (平成 24 年 10 月 3 日)	・他の教職員の担任 (うち組) ・被害生徒の氏名、組 ・他の生徒の氏名
文書 10	体罰事案の発生について (報告) (平成 24 年 11 月 14 日)	・加害教職員の担任 (うち組) ・被害児童の氏名、組

	行政文書の件名 (文書の報告日)	不開示が妥当な部分
文書 11	学校職員の体罰について (報告) (平成 24 年 11 月 29 日)	・被害生徒の氏名、組 ・体罰の発生場所 (うち組)
文書 12	●●●●教諭の体罰 に関する報告書 (平成 24 年 12 月 21 日)	・被害生徒の氏名、組 ・他の生徒の氏名、組
文書 13	体罰等に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 18 日)	・加害教職員の生年月日
文書 14	体罰等に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 18 日)	・加害教職員の生年月日
文書 15	状況報告書 (平成 25 年 2 月 15 日)	・加害教職員の生年月日 ・被害生徒及び保護者の氏名、組、部活動における役割 ・他の生徒の氏名
文書 16	体罰等に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 8 日)	・加害教職員の生年月日
文書 17	体罰に関するアンケート 調査にかかわる保護者への 事情聴取報告 (平成 25 年 4 月 22 日)	・被害児童及び保護者の氏名
文書 18	体罰等に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 8 日)	・加害教職員の生年月日、担任 (うち組) ・被害生徒の氏名、組 ・他の生徒の氏名、組
文書 19	体罰等に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 8 日)	・加害教職員の生年月日、担任 (うち組) ・被害生徒の氏名、組 ・他の生徒の氏名、組
文書 20	体罰等に係る状況報告書 (平成 24 年 3 月 8 日)	・加害教職員の生年月日、担任 (うち組) ・被害児童の組
文書 21	体罰等に係る状況報告書 (平成 24 年 3 月 8 日)	・加害教職員の生年月日、担任 (うち組) ・体罰の発生場所 (うち組)
文書 22	体罰等に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 18 日)	・加害教職員の生年月日、担任 (うち組) ・体罰の発生場所 (うち組)
文書 23	体罰等に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 18 日)	・加害教職員の生年月日、担任 (うち組) ・体罰の発生場所 (うち組)
文書 24	体罰等に係る状況報告書	・加害教職員の生年月日

	行政文書の件名 (文書の報告日)	不開示が妥当な部分
	(平成 25 年 3 月 5 日)	
文書 25	(件名なし) (日付記載なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・被害児童の氏名、組 (識別情報を含む)、生育環境 ・被害児童に関する発言内容 ・他の児童の氏名
文書 26	体罰等に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 8 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害教職員の生年月日
文書 27	体罰等に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 1 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害教職員の生年月日
文書 28	体罰等に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 18 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害教職員の生年月日
文書 29	体罰等に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 8 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害教職員の生年月日
文書 30	体罰等に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 19 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害教職員の生年月日
文書 31	体罰に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 4 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害教職員の生年月日 ・被害生徒の氏名、組
文書 32	体罰に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 4 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害教職員の生年月日 ・被害生徒の氏名、組
文書 33	体罰に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 8 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害教職員の生年月日 ・被害生徒の氏名、組、部活動における役割
文書 34	体罰等に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 11 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害教職員の生年月日、担任 (うち組)
文書 35	体罰等に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 8 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害教職員の生年月日
文書 36	体罰等に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 8 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害教職員の生年月日 ・被害生徒の氏名、組
文書 37	体罰等に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 19 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害教職員の生年月日 ・被害生徒の氏名
文書 38	●●●●講師に係る 体罰事案の概要 (平成 25 年 4 月 17 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・被害生徒の氏名 ・他の生徒の氏名
文書 39	体罰等に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 15 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害教職員の生年月日、担任 (うち組) ・体罰の発生場所 (うち組)

	行政文書の件名 (文書の報告日)	不開示が妥当な部分
		・被害児童の組
文書 40	体罰等に係る状況報告書 (平成 25 年 3 月 19 日)	・加害教職員の生年月日、担任 (うち組) ・体罰の発生場所 (うち組) ・被害児童の氏名、組

(注) 原処分において不開示としている部分について、●●と表記